

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

多気町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

多気町は、三重県のほぼ中央、伊勢平野の南端部に位置し、比較的温暖な気候と自然環境に恵まれている。

櫛田川、佐奈川、外城田川流域には水田が広がり、米が町の基幹作物となっている。丘陵地や山間部には樹園地が分布し、南部ではみかん、南東部では柿の栽培が盛んで、県下でも有数の生産地となっている。西部ではシイタケ・伊勢茶の栽培が行われている。また、津田地区を中心に栽培されている伊勢いもについては町の特産品として高い評価を得ている。

しかし農家数は急激な減少が続いており、後継者不足、担い手農家の減少により地域の農業を取り巻く環境は極めて厳しい状況である。

このため、地域が一体となって農地の保全管理を行う取り組みが重要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。

ならびに同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方針を普及していくことで生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、同項第2号に掲げる事業を該当区域で行うよう働きかけていくことで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	多気町全域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	長谷、丹生、土屋、車川、波多瀬	第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

別紙のとおり。(法第3条第3項第2号事業関係)

(別紙)

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が 1ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

長谷、丹生、土屋、車川、波多瀬

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 町長の判断によるもの

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

- (ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。
- (イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和 6 年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

- (ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ、令和 6 年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、令和 6 年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 自然災害を受けている農用地については、令和 6 年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を町長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付ける

ことにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者(農作業受託を行う場合は受託者)を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下協定農用地）という）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手もしくは集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担をすることが必要であり、代表者、会計担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

3 対象者

対象者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む）とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。

4 その他必要な事項

上記のほか、町が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。